

SU LETTER

連帯保証債務



こんにちは。

SUパートナーズ税理士法人の乾です。11月と
なりかなり秋めいてきましたね。

あっという間に今年も駆け足で終わってしまいそ
うです。少し落ち着く秋の時期を利用して社員旅
行を計画しています。

とは言っても泊りではなく日帰りのバス旅行で
すが案外楽しめますよ。現在 2,3 か所候補があり、
まだ(!) 最終確定はしていませんが、どこかの
紅葉を見に行くといったものになりそうです。
お土産話は各担当者の訪問時に聞いてみてくだ
さい。

今回の SU レターは、社長と事業承継のお話を
する際に必ずお話しすることがあります。
ズバリ「連帯保証」についてです。

必ずと言っていいほど社長は会社の借入金に対
して個人連帯保証を行っていますよね。

社長にもしものことがあったときに、連帯保証
はどのような影響があるかご存知でしょうか？

よくある勘違い！

- ① 会社の借金であるため個人の相続と関係ないと思っている。
- ② 遺言で後継者に株式と借金は相続させる、と指定しておけば他の相続人に影響ないと思っている。
- ③ 相続税の債務として財産から差し引けると思っている。



～源泉される側からする側へ～

「えっ!？」となった社長さん！よく読んでくだ
さいね。

社長が自分の会社のために行っている「連帯保
証」は、社長の相続により当然に分割され、法定
相続人が連帯保証債務を引き継ぐこととなります。

法定相続人の意思（分割協議）や遺言は関係が
ありません。

そして、相続税を計算するうえでは債務を履行
することが確定していないため、相続税の債務控
除の対象とはなりません。

結論！

事業の後継者もそうでない相続人も連帯
保証債務（各々法定相続分）を抱えたま
ま事業を引き継いでいくことになるので
す。

これを後継者以外の親族がそばで聞いていたら
「ぎょっ」としますよね。

「冗談じゃない！社長（お父さん）！お兄さんは
事業を引き継ぐからいいけど、私は安い給料で経
理だけやっているのに連帯債務を引き継ぐなんて
聞いてないわよ！！」となりかねません。

もちろん私も社長以外のご親族がいる前で軽々
にそのような話題をすることはありませんのでご
安心ください。

しかし、真剣に考えなければならない問題です。

法的に詳細を見てみましょう。債務も遺産分割協議により内部（相続人間）の負担割合を定めることはできますが、債権者には対抗できません。

つまり、債権者は会社が支払えない場合に、法定相続人の誰に請求しても良いのです。

例えば相続人が協議してお兄さんが財産をすべて相続して、弟がすべての借金を負うと協議されてしまうと債権者は財産を取りはぐれてしまうため、債権者を保護する観点から法定相続分で相続されることになっています。

唯一債務を逃れる方法としては、「相続放棄」をすることです。相続放棄をした場合には、さかのぼって相続人ではなくなりますので、債権者の意向にかかわらず、確実に債務を承継しないことができます。

しかし、残念ながら財産も相続できません。

社長は会社も家族も守るために、会社の債務について手当てをしておかなければいけないのです。

もちろん潤沢に預貯金などの金融資産を保有している会社であれば、借入金の返済もできるでしょうから何の問題もありません。

しかし、中小企業では中々難しいものです。日々の資金繰りも大変な企業も多いはずです。

そのためお元気なうちに保険を活用することも有用な手段の一つです。

社長が亡くなるということは、中小企業にとっては非常に大きな波風がたちます。

社内の動揺、信用力の低下により金融機関から融資の返済や打ち切りの要請が起きる可能性、取引先離れによる売上の減少の可能性など様々な不安要素があります。

そのような局面で資金的な面だけでも潤沢であれば心の余裕が違うのではないのでしょうか。

さらに言いますと、息子に譲って安心している元社長も息子にもしもの事故があれば同じことが起きるのですからね。念には念をいれてください。

最後に借入金に対する保証をいくらにすればよいのでしょうか？

「借入金の1億円と同額の保証の保険でしょ。」という声が聞こえてきそうですね。答えは・・・違います。

単純な借入金額とは異なりますのでぜひご相談いただければと思います。

事業承継、相続でお悩みの際はぜひお問い合わせください。



代表 阿部 幸宣

横浜事務所 〒221-0056

横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階

TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052

港区赤坂 2-23-1 アークヒルズフロントタワー RoP701 号室

TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

SUレターの配信ご希望の方はこちら↓

info@supt.jp

までご連絡ください。

※SUレターのメルマガ購読は無料です。